

マイナンバー制度 事業者向け説明会

尾道しまなみ商工会では、今年10月から「マイナンバーの通知」、来年1月からは「マイナンバーの利用」が開始されます。従業員を雇用する事業者の皆様も税や健康保険、厚生年金の手続などで、従業員のマイナンバーを取り扱う必要があります。

マイナンバー制度の概要や事業主のみなさまが準備しなければいけない事柄を御説明しますので、ぜひご参加ください。



| | |
|-------------|--|
| 内 容 (予定) | ○ マイナンバー制度の概要 ○ 国税分野・社会保障分野での マイナンバー制度について |
| 講 師 | 尾道税務署担当係官 |
| 日 時 | 9 月 1 5 日(火) |
| 時 間 | 14:00～15:30 |
| 場 所 | 尾道しまなみ商工会本所3階講習会室 |

参加申込

FAX:0848-44-1925

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 会 社 名 | | 代 表 者 名 | |
| 住 所 | | 電 話 番 号 | |
| 参 加 者 名 | | | |
| | | | |